

令和6年能登半島地震支援本部会議 次第

日時：令和6年1月9日（火）午後4時

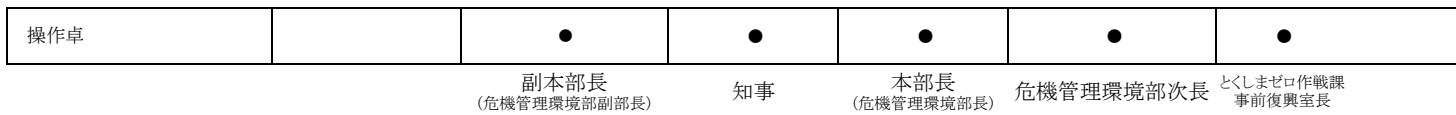
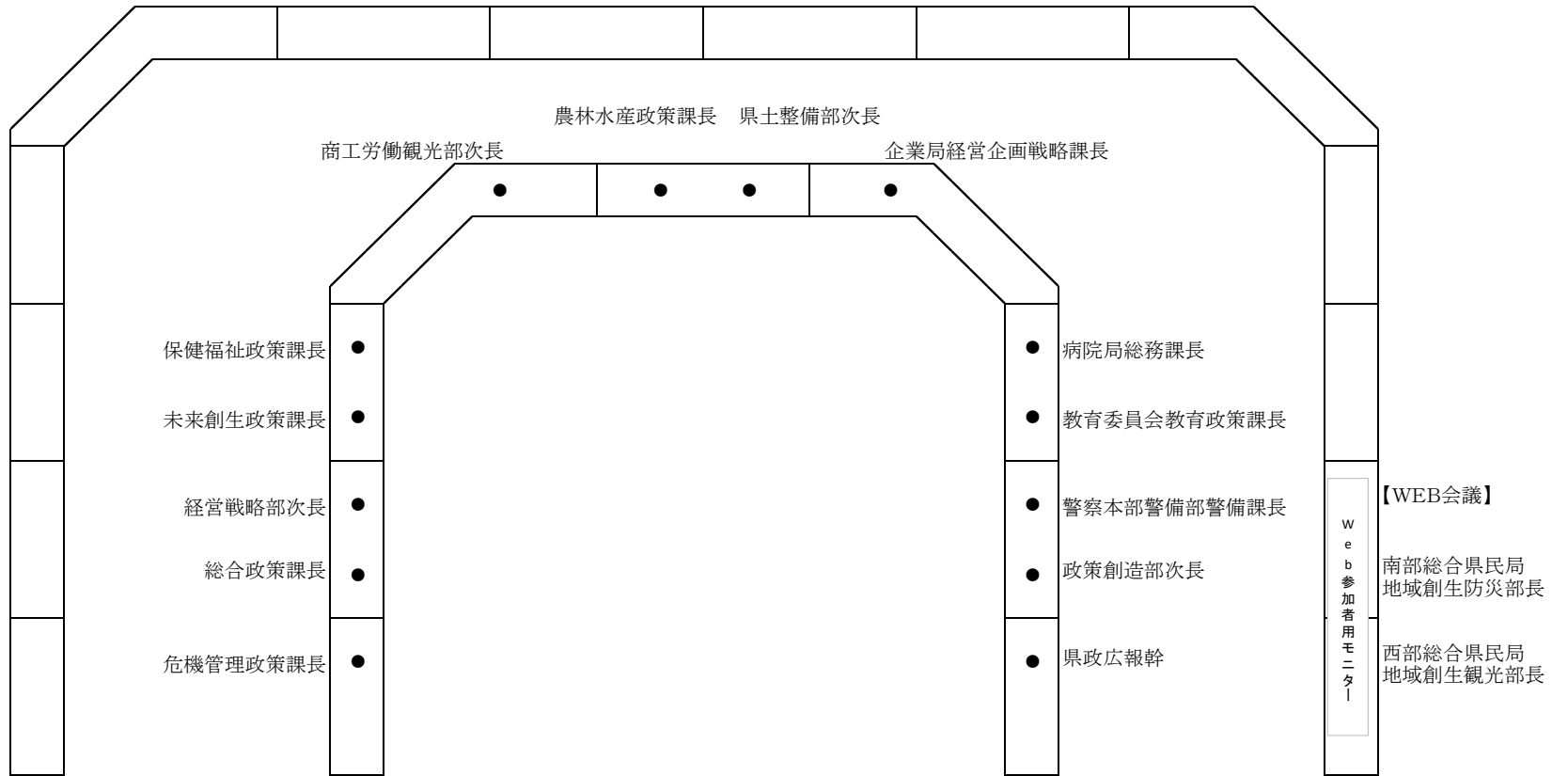
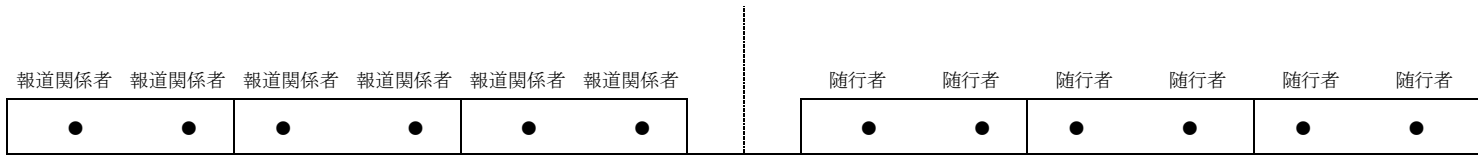
場所：万代庁舎10階 大会議室

1. 知事あいさつ

2. 協議

- ・ 令和6年能登半島地震の支援状況について

令和6年能登半島地震支援本部会議 座席表 (R6.1.9)



— 入 口 —

「令和6年能登半島地震」に係る徳島県の体制

令和6年能登半島地震

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| (1) 発生時刻 | 1月1日16時10分頃発生 |
| (2) 震源地 | 石川県能登地方（震源の深さ ごく浅い） |
| (3) 地震の規模 | マグニチュード7.6 最大震度7 |
| (4) 被害の状況（石川県） | 死者 180人
行方不明者・安否不明者 121人 |
| (5) 避難所の開設状況（石川県） | 開設数391箇所（28,160人） |

※死者等：被害報 第25報 1月9日9時現在

避難所数：第15回災害対策本部会議資料 1月8日16時現在

徳島県の体制

- | | |
|------------|--|
| 1月1日16時30分 | 情報収集体制設置 |
| 1月4日 | 「令和6年能登半島地震担当者連絡会議」設置
※徳島県市長会、徳島県町村会も参画 |
| 1月9日 | 「令和6年能登半島地震支援本部」設置 |

国・全国知事会・関西広域連合の被災地支援について

被災自治体への広域応援体制（人的支援）

○総務省「応急対策職員派遣制度」による「総括支援」

- ・石川県輪島市への支援は三重県が総合調整

○総務省・全国知事会・関西広域連合による石川県輪島市への「対口支援」

三重県、東京都、川崎市、大阪府、大阪市、堺市、
徳島県、北海道、長野県、静岡市

○原則、被災市町村のニーズは石川県を通じ、国が調整

- 全国知事会を通じ、各ブロック幹事県に要請
- ブロック内の各県が対応

※徳島県は四国ブロック幹事県

【義援物資の取り扱い】

- 企業・団体からのまとまった規模について、県が現地と調整し支援。
- 仕分け等の手間から、個人からの提供は受け付けていない（石川県の要請）。

総括支援団体、対口支援団体一覧

【令和5年1月9日現在】

関西広域連合の枠組みによる輪島市へのカウンターパート支援が決定（1月4日）

受援団体	総括支援団体	対口支援団体	
			関西広域連合
志賀町	愛知県	愛知県、神奈川県、横浜市、岡山市	鳥取県
七尾市	名古屋市	名古屋市、さいたま市、埼玉県	京都府・京都市
輪島市	三重県	三重県、東京都、川崎市、北海道、長野県、静岡市	徳島県 ・大阪府・大阪市・堺市
穴水町	静岡県	静岡県、栃木県	奈良県
珠洲市	浜松市	浜松市、千葉県、千葉市、山梨県、熊本市	福井県・兵庫県・神戸市
能登町	滋賀県	茨城県、宮城県	滋賀県・和歌山県
加賀市	—	静岡市	
羽咋市	—	長野県	
中能登町	—	岐阜県	
津幡町	—	相模原市	
かほく市	—	群馬県	
宝達志水町	—	札幌市	
内灘町	—	仙台市	
金沢市	—	仙台市	
氷見市	—	福島県	
高岡市	—	広島市	

人的支援

徳島県関係

● 石川県庁支援チーム（リエゾン）

1月2日 県職員2名派遣

3日～5日 石川県庁他で情報収集、支援物資受入調整業務に従事

● 輪島市支援チーム（リエゾン）

1月5日 県職員2名派遣（第1陣）

6日 輪島市に到着 → 情報収集業務に従事

・総括支援（三重県）の調整により、避難所（輪島市ふれあい健康センター）の運営を担当することが決定

7日 県職員2名派遣（第2陣）

8日 輪島市に到着 → 情報収集、支援物資受入調整業務に従事

9日 県職員2名派遣（第3陣）

● 避難所支援チーム

1月7日 県職員3名派遣（第1陣）

8日 輪島市に到着 → 輪島市ふれあい健康センターにて避難所支援業務に従事

人的支援

徳島県関係

● 保健師チーム

1月8日 県職員3名（保健師2名、事務1名）派遣（第1陣）
・輪島市にて避難住民の健康支援等に従事

● 入浴支援チーム

1月8日 県職員1名、美馬市職員1名派遣
・避難所（輪島市ふれあい健康センター）にて、
「WOTA BOX」による入浴支援に従事（予定）

● DPAT（災害派遣精神医療チーム）

1月10日 6名（医師1名、看護師3名、精神保健福祉士1名、事務1名）派遣（予定）
・公立能登総合病院（七尾市）に参集、精神科医療活動等に従事

人的支援

徳島県警

- 1月4日 広域緊急援助隊等26名派遣
- 5日 珠洲市に到着 → 珠洲市野々江町にて捜索救助活動に従事
- 6日 珠洲市野々江町、同飯田町にて捜索救助活動に従事
- 7日 珠洲市飯田町にて捜索救助活動に従事
- 8日 県警へリ「しらさぎ」派遣

自衛隊（第14旅団）関係

- 1月3日 第14旅団後方支援隊54名派遣
- 4日 輪島市に到着 → 活動に向けた調整・準備
- 5日 第14旅団後方支援隊31名追加派遣
- 6日 輪島市にて給水活動に従事

日本赤十字社関係

- 1月10日 日赤災害医療コーディネーターチーム3名（医師1名、事務2名）派遣（予定）

物的支援

徳島県関係

● 支援物資

- 1月2日 石川県庁リエゾンがマスク、弾性ストッキングを帯同
→ 3日、石川県産業展示館（物資集積拠点）に搬入
- 3日 支援物資輸送車（第1陣）により飲料水、食糧、ブルーシートを搬出
→ 4日、石川県産業展示館に搬入
- 4日 支援物資輸送車（第2陣）により毛布、携帯トイレ、オムツを搬出
→ 5日、中能登町役場、宝達志水町役場等に搬入
- 7日 高橋ふとん店から提供を受けた毛布を搬出
→ 同日、輪島市東陽中学校に搬入
- 8日 入浴支援チームが簡易トイレ、アルファ化米等を帯同
→ 9日、輪島市ふれあい健康センターに搬入（予定）
- 9日 「WOTA BOX 2 式」等、入浴支援資機材を搬出
・下着、生理用品等を帯同
支援物資輸送車により簡易トイレ、給水袋等を搬出（予定）
・支援物資は、阿波市、海陽町及び板野町からも提供（予定）

物的支援

県内市町村関係

● 支援物資

- 1月3日 徳島市が富山県氷見市役所に飲料水を搬出・搬入
- 5日 小松島市が石川県産業展示館に飲料水、携帯トイレ、ミルク等を搬出・搬入

● 給水支援

- 1月6日 徳島市が金沢市に給水車1台を派遣
- 7日 徳島市給水車が穴水町にて給水活動に従事

日本赤十字社関係

● 支援物資

- 1月8日 日本赤十字社徳島県支部が同石川県支部へ段ボールベッド、弾性ストッキングを搬出

その他支援

● 義援金

- 1月5日 日本赤十字社による義援金の枠組みとして、県庁万代庁舎はじめ県内5か所に募金箱を設置
- 9日 阿波銀行と徳島大正銀行の協力の下、振込口座を開設

令和6年能登半島地震支援本部の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 令和6年能登半島地震の被災者（以下、「被災者」という。）に対して、迅速かつ効率的な支援を行うため、「令和6年能登半島地震支援本部」（以下「支援本部」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 支援本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被災地での応援派遣に関する事
- (2) 支援物資の調整に関する事
- (3) 被災者の受入支援に関する事
- (4) 前各号に掲げるほか、被災者への支援に関する事

(支援事業主任者)

第3条 支援事業に関する庁内体制の整備を図るため、各部局に支援事業を総括する支援事業主任者を置く。

- 2 支援事業主任者は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は危機管理環境部長を、副本部長は危機管理環境部副部長をもって充て、本部員は各部局の支援事業主任者及び別表2に掲げる者をもって構成する。

(本部会議)

第5条 支援本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集し主宰する。

- 2 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長が必要と認めたときは、本部会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(連絡会議)

第6条 支援本部は、支援事業の検討、総合調整及び連絡調整を行うため、連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、危機管理政策課長が主管する。
- 3 連絡会議は、危機管理政策課長及び別表3に掲げる者をもって構成する。
- 4 連絡会議には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 支援本部の事務局は、危機管理環境部危機管理政策課に置く。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月9日から施行する。

別表1（第3条関係）

危機管理環境部	危機管理政策課長
政策創造部	総合政策課長
経営戦略部	総務課長
未来創生文化部	未来創生政策課長
保健福祉部	保健福祉政策課長
商工労働観光部	商工政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
県土整備部	県土整備政策課長
企業局	経営企画戦略課長
病院局	総務課長
教育委員会	教育政策課長
南部総合県民局	地域創生防災部長
西部総合県民局	地域創生観光部長

別表2（第4条関係）

警察本部警備部警備課長
政策創造部次長
県政広報幹

別表 3 (第 6 条関係)

危機管理環境部	危機管理政策課副課長
政策創造部	総合政策課副課長
経営戦略部	総務課副課長
未来創生文化部	未来創生政策課副課長
保健福祉部	保健福祉政策課副課長
商工労働観光部	商工政策課副課長
農林水産部	農林水産政策課副課長
県土整備部	県土整備政策課副課長
企業局	経営企画戦略課副課長
病院局	総務課副課長
教育委員会	教育政策課副課長
南部総合県民局	地域創生防災部次長
西部総合県民局	地域創生観光部次長
警察本部警備部	警備課災害対策官

「令和6年能登半島地震支援本部」の実施体制について（案）

支援に関する総合窓口	危機管理政策課
	◇各部局の支援施策とりまとめ
	◇各部局の支援状況とりまとめ 現地連絡員との情報共有
	◇防災機関(自衛隊・警察・消防等)との調整
	◇広域連合、知事会、市町村などとの調整、情報収集、共有
物資支援	
	◇備蓄物資の手配
	◇輸送手段の確保・調整
	◇積み込み・積卸し作業
	◇一般県民からの支援の調整
	◇市町村からの支援の調整
	◇企業や団体からの支援の調整
職員派遣	
	◇一般職員の派遣（現地連絡、行政事務など） ・人選、出発式
	・ロジ（宿泊、交通手段、旅費、資金前途等） ・業務指示、携行物準備
	◇専門職員の派遣（医療、保健、土木など） ・人選、出発式、ロジ、業務指示等
	◇市町村職員の派遣
被災者受け入れ	
	◇被災者受入・交流事業への支援
	◇県内避難者への支援
	◇公営住宅などのあっせん
	◇雇用や教育等の相談
義援金・ボランティア	
	◇義援金、日赤、共同募金など
	◇被災者等支援基金